別表第一の一四の項第二欄中「二ミリグラム」を「十ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

二四	一・四―ジオキサン	試料一リットルにつき一・四―ジオキサン五ミリグラム以下

別表第一の備考中「第一条の二第五十三項」を「第一条の二第十五項」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び二三の項」を「、二三の項及び二四の項」に改め、同条第八項中「二二の項まで」の下に「及び二四の項」を加える。

第三条第二項中「及び二三の項」を「、二三の項及び二四の項」に改め、同条第十一項中「第二条の四第五号ワ」を「第二条の四第五号チ(6)」に、「一四の項」を「一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に、「別表第六の二四の項」を「別表第六の二五の項」に改め、同条第十二項中「及び二四の項」を「、二四の項及び二五の項」に改める。

別表第一の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表中二四の項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

二四	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下

別表第一の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第二の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

二三	一・四―ジオキサン	試料一キログラムにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下

別表第三の一四の項第二欄中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

二三	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・〇五ミリグラム以下

別表第四の一四の項第二欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表に次のように加える。

二三	一・四―ジオキサン	試料一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下

別表第五の一四の項第三欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項第二欄中「別表第三の一三の項」を「別表第三の九の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改め、同項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

二四	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下
		燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）

別表第五の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

別表第六の一四の項第三欄中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表の二四の項第一欄中「別表第三の一四の項」を「別表第三の一〇の項」に、「同表の一三の項又は一四の項」を「同表の九の項又は一〇の項」に、「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改め、同項を二五の項とし、二三の項の次に次のように加える。

二四	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・五ミリグラム以下
		燃え殻若しくはばいじん（国内において生じたものにあつては、令別表第四の七の項第二欄に掲げる施設において生じたものに限る。）又は汚泥（国内において生じたものにあつては、令別表第五の二四の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）を処分するために処理したもの

別表第六の備考1中「から二三の項まで」を「から二四の項まで」に改め、同表の備考2中「二四の項」を「二五の項」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び別表第二の二四の項中「別表第五の二四の項」を「別表第五の二五の項」に改める。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一・一―ジクロロエチレンの項中「〇・〇二ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改め、同表のシス―一・二―ジクロロエチレンの項中「シス―一・二―ジクロロエチレン」を「一・二―ジクロロエチレン」に改め、同項中「一リットルにつき」の下に「シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレンの合計量」を加え、同表のセレンの項の次に次のように加える。

一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下
塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令の一部改正）

第五条　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令（平成十年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第一号。以下「省令」という。）」を「新令」に改める。